

## 総務省 政務三役会議 議事概要

日時:平成22年6月1日(火)17:15~17:40

場所:総務大臣室

議題: ○報告事項その他

- ・電波政策関係研究会等の開催状況について
- ・有線音楽放送事業の正常化に関する検討チーム報告書(案)について
- ・「DPI技術を活用した行動ターゲティング広告」(DPI広告)について
- ・ブロッキングに関する総務省における検討について
- ・「電気通信役務利用放送法における登録手続の簡素化・迅速化」について
- ・地方行財政検討会議・本会議(第4回)の結果について
- ・消防職員の団結権のあり方に関する検討会(第4回)(第5回)の結果について
- ・セーフティ・ネットワーク実現チーム第1回会合・第2回会合の結果について
- ・第8回整備新幹線問題調整会議の結果について

○渡辺総務副大臣

それでは総務省政務の三役会議を始めます。まずは、大臣、ご挨拶をお願いいたします。

○原口大臣

皆様ご苦労様です。いよいよ国会、最終盤になって法案も大詰めになってきました。三つの法律が残ってます。後、シベリアの法律、これも本当にご苦労様でした。今日は電波の日ですけれども、初めて、地デジ、目標を実績が上回りました。まだ、気を緩めることなく果敢に政策を実行して、地デジの完全デジタル化、目指してまいります。また、今日はフューチャースクールも、今、キックオフをしていますが、大変熱心に頑張ってもらってありがとうございます。水ビジネスもありがとうございます。で、今日は政権8ヶ月の中間レポートということで、総務省に限ってのお話をまず私の方からして、その後、協議事項に入らせて頂きたいと思っております。

この8ヶ月間、さらに何をやっていけばいいのかということで、記者会見をオープン化しました。そして、ツイッター、ユーストリームの利用、これは情報通信と消防庁でやって頂いて、消防庁でのツイッター災害情報提供、あるいは政務三役会議のオープン化、記者会見のオープン化ということをやってきました。この政務三役会議もユーチューブだけじゃなくて、ニコニコ動画やそういったものでも次回から同時配信をしたいというふうに考えています。オープンであることが一番強いということを再確認をしていきたいと思っております。

それからハットカズの見直し。これ後で議論がありますけれども、官製談合の情報も、いろんな物が入っています。一括交付金化の検討。これは事業仕分けともどもですね、大変大事なところで、大括りにするというので、明日までがこれの締め切りになっています。天下りのあっせん。これも6月中に3つの類型が出てきます。持参金型、人質型、創業型、いかにムダの多いシステムであったか、そして私達は退職管理方針、新規採用、これも階級政務官、渡辺副大臣、人恩局、随分頑張っていたら4割削減、安全の部分を除けば5割カットという形にしました。これは若い人たちをいじめるんじゃなくて、今のような組織を若い人達に引き継ぐとすれば、それこそ借金だらけの国ですから、それを変えるんだ。それから、特別会計。これ、ゼロベース。で、年金運用の見直しについては、私はトートロジーに陥ってしまっていると。同じところをぐるぐるぐるぐる回っています。これはちょっと危機的な状況なので、GPIFの運用についても、しっかりとしたさらに高い知見の下で、運用の見直しということ、組織の見直しとい

うことをやりたいと思います。年金制度そのものについても改革案なるものの骨子が、副大臣の下で出てきていると思いますが、そもそも運用に失敗したり、管理に失敗すれば、年金に対する国民の信頼というものは回復できません。そのところをきっちり書き込むようにお願いします。それから、厚生労働省と協議を続けている年金記録の第三者委員会、これは、いつまでも私たちは年金記録第三者委員会に行政評価局を割くわけにはいきません。その辺の認識が厚生労働省にあるのかどうか、私たちは本来業務では無いことをやっているということをごすね、しっかりと各省と連携しながら主張をし、そして、このハットカズシステムを見直すことが行政評価局の勤めですから、そのところは絶対に譲れませんので、厚労省が、総務省がこういったことをやるのは当たり前だというような態度でいるのであれば、それは国民の信頼を失いますのでどうぞ宜しくお願いします。それから、行政評価。官製談合です。これ、調査チームを作っていますけれども、やっぱりかなりひどいです。予算の執行停止も含めて果敢に取り組んでください。随意契約についても同じです。過去の政権下ではほとんど何も手つかずだった。よく小泉構造改革と言っていますけれども、彼らは出口のこういうことをさぼって、入口だけ、郵政のところだけに、郵政に全てを押しつけたというのが正しい見方だと思います。本来はここをやらなければいけなかった。本丸に手をつけずに入口だけを、川の流れの入口だけを変えた、流れも変わらなかった、というのが小泉構造改革でありましたので、そこを変えるというのが私たちのポイントです。

次をご覧ください。事業仕分け、それからこの後、出先の事務・権限仕分け。これも大きな成果をもたらしています。宝くじについては後で議論をしたいというふうに思います。これ、質問主意書が出ていますので、枝野大臣と一緒にです。どのようになるか。もちろんこれはです。地方独自の事業ですけれども、それにしてもあまりに天下りがあったり、あるいは無駄な中間的な経費がたくさんかかっているということについては、もうこれ私たちの名前で6団体に対しても改善の要求、お願いをいたしたところでございます。

次、人件費抑制の取組み。国家公務員の新規採用の抑制、削るだけでは夢がありませんけれども、将来は新規採用、あるいは人事の管理制度、これを大きくやり出して、そして、公正公平中立に効率的な見方をするとです。私はもっともっと国家公務員自身の一人一人の福利厚生が高くていいと思います。しかし、そのためにも今のようなムダを削らなければ国民の理解は得られないと思います。行政評価機能の徹底。情報公開の徹底。各省業務の評価監視、行政相談の充実。それから扶養控除の見直し。所得控除から手当。市民公益税制。これは非常に大きなところなので、ぜひ、実現をしましょう。租特の見直し、これも大胆に3兆円の租特をゼロベースで見直しをしました。子ども手当、高校無償化、医療保険制度における保険料上昇の抑制、水俣病、それから、ここにシベリアが入ります。法案が通れば。それから消防と医療の連携強化。そして、年金記録問題。これ、今、あっせん率が約5割を越えてきています。だからこそ早めです。出口戦略を総務省で立てて下さい。いつまでも同じことをやっているということは国民の皆様と同じようにいつまでも解決をできないでいることの裏返しです。それから口蹄疫対策。これはまんえん防止対策、都道府県・市町村への支援。特別立法、ご苦労様でした。地域主権改革。交付税の1.1兆円。今なおです。国地方のプライマリーバランスがまた出ています。これは二重の意味で駄目です。一つは国の歳出削減努力を奪う。いや、それを軽くしてしまう。もう一つは地方にそのツケを回す。維持管理費、地方行財政検討会議、出先機関の事務・権限仕分け、それから緑の分権改革、これはかなりのものが出てきたんです。私の意向としては、できるだけ全てを採用して、そして、このフューチャースクールと同じように目に見える形の創富力をお願いしたいと思います。定住自立圏構想、過疎債、過疎対策もできました。それから郵政の抜本見直し、これは完璧に私たちの改革に利があります。彼らが言っていた郵政の金融2社は10年後に切り離しです。切り離せば税金でやるしかないんです。それから切り離した後は青天井です。そして、もう一回買い戻し、青天井の会社をいわゆる3分の1強持つ、持ち株がです。買い戻すということ、それこそが民

業圧迫であり、もっと言うと、民間圧迫だというふうに考えています。ICT新ビジョン、これは内藤先生を中心に良いものをまとめていただきました。フューチャースクール、光の道、×ICT 戦略、地上デジタル、この間、コストリカがまた新たになりまして、昨日、アフリカのある国の大臣と議論をしましたけども、お見えいただきました。今度はアフリカ、それからアジア、しっかりやっていきたいと思います。地デジも、まあ、白いところは後いくつかありますけども、よろしくお願ひします。以上、このだいたい8か月の歩みを追っていきました。皆さんにはいろんな、私たち、外の分野で政権が批判を受けるということはありませんけども、しかし、私たち自身はここで確認してきたことを一歩一歩前に進めてきました。自信を持って、鳩山総理を支えてこれからも頑張っていきたいと思ひますのでよろしくお願ひします。私の方からは以上です。

#### ○渡辺副大臣

それでは今の点について、どなたか御意見は。無ければ協議事項もありませんので報告事項に移りたいと思ひますが、よろしゅうございませうか。それでは内藤副大臣からですね、4点続けて報告事項をお願ひいたします。

#### ○内藤副大臣

4点続けて報告をさせていただきたいと思ひます。電波政策に関する2つの研究会は私の方で運営していますが、今、簡単に説明させていただきます。まず、電波利用料の専門調査会でございますが、これはオークション制度の是非を含めた電波利用料制度そのものの在り方を検討しようという議論の場でございます。御案内のように既に5月12日、そして17日と関係者からヒアリングを受けてまいりました。ただ、その中でこれから新しく参入しようとしている人たちはまだですので、今度まもなく6月9日でございますが、新しくこれから参入しようとしている人たちからも意見を聞きながら、オークション制度の是非も含めて制度の在り方を根本的に議論をしていきたい。7月に基本方針を示し8月をめどに最終決定をこの三役会議で図っていきたいというふうに考えております。そして2つ目の研究会はワイヤレスブロードバンド実現のための周波数検討ワーキンググループといひますが、要は周波数計画そのものを抜本的に見直していこうという趣旨のものでございまして、これは第1回は5月14日。まずメンバーの人たちのフリーディスカッションで行われたのですが、今後ですね、次回は6月8日なんですが、関係者からヒアリングを受けながら制度そのものを抜本的に見直をしていきたい。取りまとめは7月末でございます。以上でございます。

次は有線放送、キャンシステムとか有線の正常化に関する検討チームの報告が出ましたので公表させていただきたいと思ひます。まず検証の具体的方法ヒアリング調査とありますが、過去これに携わった36名の方々に対して、色々な形で情報を集めてまいりました。その内6名の担当者については検討チームに直接お越しいただき、直接ヒアリングを行いながら過去の検証を行ってきたわけでございます。そこで調査結果を次に報告をさせていただきたいと思ひます。一言で言へば、総務省として、対応が甘かったと断ぜざるを得ない、ということでございます。

#### ○原口大臣

旧政権時代ですね。

#### ○内藤副大臣

そうです。旧政権時代でございます。その次、例えば、どういうことかと言うと、人事異動の時に引き継ぎが十分なされていなかったりだとか、あるいは、キャンシステム自体の正常化計画の報告を受領

するという所までいったんですが、それを検証するという所が十分になされていなかったということが多々あって、行政としては反省すべきことが多々あったと、本当に甘かったと断ぜざるを得ないということでございます。そしてその次なんです、ある国会議員がですね、頻繁にこの問題について発言をしてそれがどうなったということでございますが、確かにある会社を擁護する発言が数多くなされたということが認められるが、結果的にこれがですね、具体的な行政に影響が及んだと言えることになるのという、そこまでの証拠を得るには至っておりません。

#### ○原口大臣

現時点では得られなかったと。

#### ○内藤副大臣

現時点では至っておりません。そのことを踏まえてですね、そういった反省を踏まえて今後どうするかということなんです、正常化協議会というものをしっかり議論させながら今後、なかなか正常化が進んでいない1つの会社がございますが、そこを含めそれ以外に正常化が進むよう厳しく監視していきたいし、監督官庁の総務省としても、しっかりと対応していくべきだということでございます。以上でございます。

#### ○原口大臣

ここですね、また階政務官、皆さんにお願いしたいのは、旧政権時代のいわゆる口利き、これ一回総括して下さい。特に特交の所なんて段ボール箱で何箱ありましたか。だからそういうインサイダーな動きは新政権では一切認めない。全てのものは全部解除するということで。私たち情報通信とか巨大な市場を所管する役所ですから、新政権になっても間違ってもそんなことがあってはならないので。全て国会議員が役所にアクセスしてきたものについてはオープンにし、そして誰から見てもどこから見ても公正だという形になる。旧政権時代に何が行われていたかということを経括をする。ここはとても大事なので、その総括がまだ、部分的にはやっていますけども、全体像はまだ見えてきてませんので。まだその深い沼を相手に私たちは仕事をしているという認識を持ちながら、よろしく申し上げます。

#### ○内藤副大臣

では続いて、残り2点、報告をさせていただきます。同じ研究会から寄せられたものでございますが、皆さん児童ポルノの禁止、ブロッキングについての報告、先週、お読みいただいたかと思いますが、実はこれ堀部先生が座長を務めていただいている研究会で出たものなのですが、その同じ研究会からこれまた2日前でしたでしょうか。新聞にも出ましたが、DPI広告について出てまいりました。これは第二次提言ということで出されたものでございます。これについて簡単にご報告をさせていただきたいと思っております。DPIは何を意味するかというと Deep Packet Inspection、これはどういうことかという私が例えばHPを見たりとか色んなことをネット上でやりますが、このパケットを集めることで私の傾向を分析すると。それによってターゲット・マーケティングをやるということでございます。これを略して DPI 広告と言われるんですが、これをアメリカであるとか、各国、それで日本のある事業者もやりたいと言っているのですが、これについての一定の方向性を出していただきました。このDPI広告自体については、それ自体は通信の秘密を侵害します。どういう理屈を持ってしても侵害というのは免れない。であるから、このDPI広告をやるのであれば、利用者の明確かつ個別の同意、これをオプトインと言いますが、これがなければ絶対許されるものではないというのが大前提条件であります。そのことを踏まえて、どうなるかという、これをやろうとする事業者については3つの基本方針を守っていただかなければならない。1

つは、先ほどの繰り返しになりますが、利用者の明確かつ個別の同意を得ることが必要である。これが1点。次に同意を得るに当たっては、透明性を確保する。そしてまた、運用基準等を策定してこれを適用して運用することが必要。で、具体的に小さな文字で書いてありますが、取得の事実であるとか、情報を取得する事業者の氏名又は名称であるとか、こういったものをしっかりと明記しておく。そして3つ目でございますが、一旦は私が良いよと言っても、しばらく使ってくるとちょっと気持ち悪い、止めたいといった場合には、いつでもDPI広告を止められるよう、オプトアウトがしっかりとできるよう機会を、簡便な操作でオプトアウトできるようにする。この3つの条件を守っていただくことが最低限必要であろうということが、2次報告の中で出てきたわけでございます。総務省といたしましてもそういった報告を踏まえてですね、基本的にやるのはですね、事業者が運用基準及び実際の運用を進めていくわけではございますが、そういったものを踏まえた、この3つの提言を踏まえた基準作りをしていただけるかどうか、総務省としてもウォッチをしていかなければならないというふうに考えております。

#### ○階大臣政務官

ちょっと、よろしいですか。それに関してですけれども、固有名詞を挙げて恐縮ですが、Gmailとか使っていると、メールの横に広告が出てきます。メールに関連する言葉、メールの表現を見て広告が出てくるんだと思いますが、それってこれではないのですか。

#### ○内藤副大臣

あれはパケットそのものというよりも、中の文章そのものを機械的に見ているのです。ですからこのDPIかという、DPIではないのです。で、あれはですね、私自身がGoogleを使っているというのがありますが、大体、加入する時にですね、そういうのをやりますけれども良いですねという了解を取る……

#### ○原口大臣

これ、逆にですね、こういう研究会で全てを決めるのではなくて、通信の秘密、人権に関わることなどで、総務省としては、この研究会の結論が結論とは見ません。逆に言うと、通信の秘密については非常に慎重にやらねばならない。今回の放送法についてもそうですけれども、一つの方向を決めたら、それに幾重にも沢山のの方々の意見を付して、そしてオープンな形で。特に通信の秘密というものは、勝手にそういうものは認めますよ、認めませんよという性質のものではありませんから、余程慎重に議論をしなければならない。私は新聞にあのような形で出たのは極めて遺憾だと思っていまして、国民が、自分たちの秘密を守られなくなるのではないか、総務省はそういうものを全然配慮せずに、何でもかんでも前に進めているのではないか、というような大きな誤解を与えかねない記事でございました。出す時には、一回、政務三役会議に行って、そこでしっかりとコントロールされたものを外に出すように。コントロールされたというのは情報統制しているという意味ではなくて、正しい情報がきちり出るように。特に、この人権のところについては配慮をお願いしたいと思います。

#### ○小川大臣政務官

アメリカ、ヨーロッパでも見送られているんですね。報道ベースだと。

#### ○内藤副大臣

いや。ヨーロッパはこういう決まりが無いままで、バーンとやってしまったので逆に問題になったんです。

○小川大臣政務官

あと、ネット上のオプトインって、実際のタグの中に既に入っていたりとか、業者のいい加減な取り方が多いと思いますので、そこを含めて…

○原口大臣

だから、何がオプトインという事さえも認識されていなければ、ここはそう簡単に、「はいそうですね」という話ではない。

○内藤副大臣

よくあるのは、断る時にどういう操作をしたら断れるのか、わからないものが結構多いんですね。ネット上のサービスは。そういったものもしっかりと…

○長谷川大臣政務官

客観的に明確かつ個別の同意は、客観的に証明できるというのが大事ですよ。

○原口大臣

というのは、今日の記者会見でもありましたけれども、秋には導入に向けての実験が動き出している。それを総務省が後押ししたという見方は、とんでもない見方なんで明確に否定をしておきたいと思います。いいですか、情報通信のところは必ずシンポジウムを開くなりをして、パブコメをとって、多くの国民の同意を得て、もちろんスピードは速いですが、なんでもかんでもゆっくりすることが良いわけではないけれど、そこところは余程慎重にお願いをしたいと思います。

○内藤副大臣

ここでしっかり対応をして行きたいと思います。

それと、最後、よろしいでしょうか。簡単に終わりたいと思います。冒頭申し上げましたように、児童ポルノのブロッキングについてでございますが、大臣とご相談させて頂きながら、この方向でまとめられつつありますので、報告をさせていただきたいと思っております。これは通信事業者、法曹の方々だとか、多くの方々の意見の集約をして、このような形になっております。表現の自由や通信の秘密に留意しつつ、あくまで民間の自主性に基いた取組として行われること、ということになっております。その方向で、遅くとも今年度中、つまり、来年3月中にブロッキングが実施可能となるよう、総務省としてもそのために必要な環境整備を行っていかねばと考えております。大事なところをいくつか挙げますと、今回の事案はあくまで児童ポルノのブロッキングを認めたのであって、児童ポルノが認められたのだから、これも良いだろ、あれも良いだろ、なんていうふうに表示の自由を踏みにじるような形でどんどん進むことがないように、留意していく必要があるかと思っております。そして、二つ目と致しまして、どういうものをブロッキングするのか、というリスト作成がポイントになって参りますが、これも民間主導でやって頂くことになるわけですが、この適正な体制を作って頂くということ、そしてまた、そのリスト作成に当たっては、透明かつ公正な基準をしっかりと設けて、基準に合うものだけをブロッキングするということ、明確に客観的に定めていこうと。そのことを総務省としても見守っていかねばならないと考えています。以上でございます。

○小川大臣政務官

この必要な環境整備というのは、法令の改正を伴うものですか。そうでもない？

○内藤副大臣

これがですね、また現時点では、法令改正が必要だとは承知しておりません。

○原口大臣

ここで2つ、お願いをしたいのは、今、内藤副大臣がおっしゃったように、広く網をかけるというやり方ではなくて、児童の権利侵害という、ピンポイントでそれを摘発し、あるいは、ブロックできるように、というのが1つ。もう1つは、従来の緊急避難という考え方で本当に良いのかと。正当行為という考え方、これは警察庁の方から出てきていますけれども、その考え方についてどのように考えるのか。ここを少し議論をしておかなければならない。これは私の考え方ですけれども、児童の著しい人権侵害といったことは、あらゆる法益に照らしてもですね、守らなければいけないもの。すると、従来のやり方で本当に良いのか。むしろ、一步踏み込むべきではないのか。総務省として。そのように考えています。だからこそ、表現の自由と言うことで、広く浅く規制がかかることがないように、ピンポイントでかかるように。そういう議論のまとめ方を警察庁としてください。

○内藤副大臣

総務省としてまとめたことではあるのですが、ただこれは全省的な問題、特に、警察庁との議論を経なければいけません。そこで、大臣がおっしゃったように、実は、先ほどの小川さんの質問にも絡むのですが、通信の秘密の侵害の違法性というのが阻却される3つの条件というのがあって、正当行為、正当防衛、そして、緊急避難というのがあるのですが、総務省の研究会としてはですね、正当行為、正当防衛というのは当てはまらない。あるとすれば、緊急避難であるという立場で、研究会では出されております。ただ、警察としては、正当行為という一環の中で、阻却されるべきではないのかと。この辺の折り合いについて、お互いの立場を譲らなければ私たちは公益を守ることはできませんので、ですから、しっかりと、守るべき利益は、あれこれ児童ポルノを一刻も早く止めるという観点でですね、警察と議論を進めていきたいと考えております。また、ご意見があれば、お願いします。

○渡辺副大臣

その中にですね、公共の福祉のような社会常識、社会通念を考えたら、これはという、ガイドラインのような、ある程度、警察庁と総務省で詰めて検討していくような体制になっていますか。

○内藤副大臣

そういうものは、警察と総務を含めて、議論の場がございますので、必要とあらば、そういうものを作って行くことになろうかと思えます。

○原口大臣

向こうの政務三役と一回やってみましょうか。政治レベルで。

○階大臣政務官

警察庁に政務三役はいないのでは。後は、国家公安委員会の場ですかね。

○原口大臣

副大臣はいないんだっけ。一人か。

○渡辺副大臣  
いないです。

○小川大臣政務官  
増員計画のあった政治主導法案が今。

○渡辺副大臣  
内閣府防災はあるけど、警察に関してはいないのではなかったかな。

○原口大臣  
国家公安委員会だからね。

○長谷川大臣政務官  
よく相談した方がいい中身ですね。

○原口大臣  
ええ。

○内藤副大臣  
この一番下に書いてありますが、犯罪対策のための閣僚会議を開くと。ここで話し合われますので、それを意識して、副大臣レベルでとか攻めていくということになると思います。相手は政治家ではないかもしれませんが。

○渡辺副大臣  
密接にね、日頃からやっていた方がいいですよ。

○小川大臣政務官  
緊急避難の方がより抑制的ということですよ。

○内藤副大臣  
そういうことです。あくまで緊急避難として、やってもいいですよ。

○小川大臣政務官  
正当行為ということになれば、なおさら、副大臣がおっしゃる、ルール化とか、客観化とかを相当やらないと。

○渡辺副大臣  
ポジティブリストか、ネガティブリストかで、まあ、それはこれから検討するとして。その辺について、何か提案しておいた方がいいですよ。

○内藤副大臣

私の方でいろいろと検討してみます。

○原口大臣

(警察庁の)相手が限られますが。

○階大臣政務官

憲法上の問題があるところなんですよ。法務省にも言った方がいいです。

○原口大臣

法務省の政務三役も入れて、憲法上(の論点を議論しましょう)。

○内藤副大臣

そうですね。法務省。以上です。

○渡辺副大臣

それでは、続きまして、長谷川政務官、お願いします。

○長谷川大臣政務官

規制改革の担当の枝野大臣がやっておられる、国民のいろんな声に答えましょうという、いわゆる、ハトミミ.コムであります。いろいろな提案がなされてくるんですけども、それに対してですね、「検討します」というような回答が非常に多いんですよ。そういう中で、総務省は頑張ってくれまして、真ん中辺に総務省の対応案2とありますように、今年度から、直ちにこれを実施すると。ということですね、やってくれたものをですね、ご報告でございます。中身はですね、電気通信役務利用放送法における登録手続の問題でございます。今、電気通信事業者が現実に行っている、設備を持っているという、道路にも電柱にも、いろんな電線なんか張ったりしますけれども、そういうものの利用許諾を既に得ているという場合にですね、同じ設備を使うのだけれども、放送サービスをしようと、というようなことになると、この利用放送法によってですね、新たな許諾を全部取り直さなければいかんと、というような法律上の仕組みになっているわけです。だけど、そんな面倒なことをやらないようにできないかという要望でございまして、それはもっともだと言うことで、通信上の設備の利用許諾がある場合には、放送用設備の利用許諾があったものとみなして、簡単にやれるようにしようじゃないかと。ということ、総務省で、決めて頂きました。ところがですね、実際には、他省庁がいろいろ関わってまいりまして、道路の横断をする時には道路法、河川を使う時には河川法、電柱を使う時には電磁連、電話の柱を使う時には NTT と、みんなあったわけですが、どうせやるならですね、みんなに声をかけて、そういうものが全部 OK になるようにすべきじゃないかということで、総務省の人たちが全部声をかけてくれまして、いずれも法律や契約上の問題点というものを整理をして、OK ということになりましたので、ご報告をさせていただきます。成功例でございます。

○原口大臣

良いことですね。

私たちも年度末の予算も、総務省だけで1,000億円セーブしているわけです。でも、これは政府全体としては出てこない。政府全体として出せと。いつも総務省ばかり。目立つつもりはないんだけど。それから、今回、地デジの様々な問い合わせもあり、これから土日もやっていただいているようにも

なりましたし、着実に成果を出しているし、それが国民の皆様にはしっかりと届くように。よろしく申し上げます。これは良いことです。

○渡辺副大臣

それでは、小川政務官、よろしく申し上げます。

○小川大臣政務官

4点、ご報告申し上げます。まず、地方行財政検討会議でございますが、24日に第4回会合をやりました。そこでは、引き続き、2元代表制の問題や、議会改革の問題、また、第二分科会で監査を含めた財務経理の問題を議論してまいりました。今のところ、特定の方向感、ということではありませんが、ひとまず論点整理ということで、夏の地域主権戦略大綱に、この地方政府基本法に向けた基本的な考え方を盛り込むと。という前提で作業を進めておるところでございます。

消防団結権の検討会も、第4回、第5回と、5月に入って行っております。この中では連合や自治労といった被用者側と市長会や消防長会といった使用者側の団体からそれぞれヒアリングを行ったという状況でございます。現在のところ引き続き使用者側からは団結権の付与については指揮系統が乱れる等々の意見が出されております。一方、労働者側からは当然こうした権利を早急に回復して欲しいという議論がございます。そろそろ中盤に入ります。秋頃には一定の結論をとということでございますので、終息を図る方向で、ちょっと情緒的な議論が多いものですから、もっと論理立てた筋道立てた議論になるように。

○原口大臣

そうですね。情緒的な議論をいつまでも団結権に関して続ける気はないということを宣言して下さい。

○小川大臣政務官

はい、その方向で整理させていただきたいと思っております。

3つ目はセーフティーネットワーク実現チームということでございまして、昨年、ワンストップサービスに取り組んでまいりました。しかしこれは自治体側からも非常に懸念される声がございましてなかなか永続していくことが難しい。そこで今般、衣替えをいたしまして、国交省や厚労省と一緒にメンバーはほとんど変わらないんですが、パーソナルサポートと途中記述がございまして、社会福祉や住宅政策やあるいは労働政策に詳しい特定の個人を中心にした連携サービスを設計していこうという議論が出ております。まだまだこれは始まったばかりのものですが、一つの方向観かなという気がいたしております。

併せて、ちょっと報道が先行しているようですが、生活保護について現在、自治体負担が4分の1入っているんですけれども、これを基金化することで、特定の自治体、特に大都市ですが、生活保護を受け入れることに伴う負担が集中するという懸念を和らげようじゃないかという議論がこれから本格化しようかと思っております。関係各省庁でこういう議論が進んでおります。

最後は整備新幹線でございますが、学識、関係自治体等のヒアリングが終わりまして、今回は学識経験者から海外の公共交通、鉄道整備の状況等について紹介がありました。なお研究会の中で、事業仕分けで問題になりましたけれども鉄道運輸機構が1兆円あまりの基金を持っているということが判明しておりまして、これらについて、もし整備新幹線に使うと仮にできれば非常に大きな財源になるはずですが、財務省側はこれは国債の消化に当てたいということでなかなか折り合いは付いておりませ

ん。一つの論点であります。以上でございます。

○原口大臣

なんで1兆円も？

○小川大臣政務官

債務を引き継いだ時に、ほとんどの債務は国が引き受けているんですけども、その後の資産売却とか、あるいは使用料で相当予想以上の収益が上がったみたいでして、これプラス年金の積み立てということで1兆4000億円。仕分けの結論ではこれは国庫に返せということに今のところなっております。

○長谷川大臣政務官

これ郵便貯金から1兆円出ているんですよ。

○原口大臣

これ郵政から1兆円。返してもらわないと。

○小川大臣政務官

そこはそもそもニーズがあるところかもしれません。

○原口大臣

私たちとしては、まずは郵貯ってあれは国民のお金から本当に出すことはおかしい訳で、前政権で。ちゃんと返しなさいと言わないといけないと思います。いろんなところが返せと言うと思いますが。

○小川大臣政務官

財政面から言いますと、富山県知事から要望が上がってきた1つのシナリオが、今、整備新幹線をやられてる財源が年間700億。これに300億を上積みしてくれれば大半が楽に整備できる、という試算になっておまして、1兆4000億を300億で割れば40年分の財源が出てくると、まあ形式的に試算するとですね、そういう議論も向こうの側からはあると。

○原口大臣

維持もありますからね。

富山県知事のご意見を真っ向から否定する訳じゃないですが。

○小川大臣政務官

そうですね。という状況です。

○渡辺副大臣

はい、以上でございますが、この他に何か取り立てて何かございますか。

はい、それでは。政務三役会議はとりあえず。

終了